

参加料の記載のないものは無料です。／市外局番（0154）を省略しています。／市役所本庁舎は「市役所」、市役所防災庁舎は「防災庁舎」に省略しています。

建築指導課からのお知らせ

●不良空家等除却補助申請受付中！
～補助上限額が50万円に増額～

対象の空家等＝市の調査により、国の基準に基づく「不良住宅」と判定された専用住宅、共同住宅、長屋住宅または併用住宅であって、市の指定する地区に位置し、かつ所有権以外の権利が設定されていないもの／空き家を所有している所有者または相続人／**除却工事業者の要件**＝市内に本店、支店等があり、建設業許可または解体工事者登録を受けている事業者／**補助金額**＝除却工事費の3分の1以内で上限額は

50万円／12月31日(木)までに建築物事前調査申込書を直接または郵送、メールで

●既存住宅耐震改修費等補助申請受付中！

対象住宅＝申込者が所有(改修の場合は所有かつ居住)している住宅、長屋、併用住宅、共同住宅で、1981(昭和56)年5月31日以前に着工され、耐震性がないと判定されたもの／市内に住所を有している方／**補助金額**＝[耐震改修]耐震改修工事費の23％以内で、上限額は45万円、[除却]除却工事費の23％以内で、上限額は10万円／**締切**＝

10月30日(金)

●住宅エコリフォーム補助申請受付中！

対象住宅・工事＝申込者が所有かつ居住または工事後速やかに居住する戸建住宅、長屋、共同住宅の住戸部分(分譲マンションは専有部分)で、市内または釧路町に本店を有する事業者、または市内に住民登録している個人事業者が施工する15万円以上の工事※屋根や外壁等の塗装工事などは補助対象外／満20歳以上の市民または工事後速やかに市民になる方／**補助金額**＝補助対象工事費の10％以内で、戸当た

りの上限額は50万円。別途補助金の加算制度(高齢者同居加算・地域材利用加算)あり／**締切**＝10月30日(金)

【共通】先着順で申請を受け付け、予定額に達した時点で終了。既に着工している場合は対象外。また、補助を受けるためには各種条件がありますので、詳しくは市ホームページをご覧ください／市役所5階建築指導課指導防災係(〒085-8505黒金町7-5 31-4569 ke-shi-doubousai@city.kushiro.lg.jp)

●市民意見提出手続条例に基づき、皆さんの意見を募集します

下記の素案の詳しい内容は、各公表場所に備え付けの資料が市ホームページをご覧ください。

	釧路市精神障がい者入院医療費助成条例の一部改正
内 容	市では、市内の精神科病院に入院されている方の医療費の一部を助成しているが、自立支援医療制度や高額療養費制度などの医療費の負担軽減を目的とする公的医療制度の整備が進む中で、長期にわたる入院などの問題を踏まえた見直しが必要となったことから、2027(令和9)年度から段階的に助成率を下げ、2029(令和11)年度に制度を廃止するもの。
募集期間	10月上旬～11月上旬
原案の公表場所	市役所・各行政センター1階市政情報コーナー、各支所、市ホームページ 防災庁舎2階医療年金課
意見の提出方法	市ホームページや原案の公表場所に備え付けている意見等の提出書に、住所、氏名(団体名)、意見等の提出者の区分を記入の上、メール、郵送、信書便、ファクス、持参で提出してください。
提出・問合先	医療年金課医療給付係(〒085-8505黒金町7-5  31-4526  23-5411  ir-iryoukyuu@city.kushiro.lg.jp)

	釧路市民防災センター条例および釧路市民防災センター条例施行規則の一部を改正する条例
内 容	施設の効率的かつ円滑な運営を図るため、完全予約制へ移行するとともに、電子予約システムを導入するもの。これにより、利用者は時間や場所を問わず予約申請を行うことが可能となる他、予約状況を可視化することで施設の利用状況を容易に確認でき、利用計画を立てやすくなるなど、利用者の利便性の向上を図るため、当該条例および規則の一部を改正するもの。
募集期間	10月上旬～11月上旬
原案の公表場所	市役所・各行政センター1階市政情報コーナー、各支所、市ホームページ 消防本部3階予防課
意見の提出方法	市ホームページや原案の公表場所に備え付けている意見等の提出書に、住所、氏名(団体名)、意見等提出者の区分を記入の上、メール、郵送、信書便、ファクス、持参で提出してください。
提出・問合先	消防本部予防課予防広報係(〒085-0022南浜町4-8  23-0426  22-8204  yo-kouhou@city.kushiro.lg.jp)

	釧路市生物多様性地域戦略の策定
内 容	生物多様性基本法に基づき策定する生物多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画。 恵み豊かな自然環境を良好に保全するとともに、人と自然が共生した持続可能な社会を形成し、将来世代へこの自然環境と生物多様性を継承していくために、市が目指す将来像を示すために策定するもの。
募集期間	～11月中旬
原案の公表場所	市役所・各行政センター1階市政情報コーナー、各支所、市ホームページ 市役所1階環境保全課
意見の提出方法	市ホームページや原案の公表場所に備え付けている意見等の提出書に、住所、氏名(団体名)、意見等提出者の区分を記入の上、メール、郵送、信書便、ファクス、持参で提出してください。
提出・問合先	環境保全課自然保護係(〒085-8505黒金町7-5  31-4594  23-4651  ka-shizenhogo@city.kushiro.lg.jp)

各種相談窓口



■相続・贈与を中心とした税金に関する無料相談会

10月8日(木)午前10時～正午、午後1時～3時※1件30分程度／道東経済センタービル2階(大町1-1-1)／公共交通機関をご利用ください／10月6日(火)までの平日午前10時～午後4時に予約専用電話(080-7757-3807)へ／北海道税理士会釧路支部(42-0407)

■女性のための無料法律相談(要予約)

10月14日(水)午後1時～3時／4人／10月7日(水)午前9時から電話で男女平等参画センターふらっと(65-1034)へ

■障がい者就労支援相談(要予約)

10月15日(木)午後1時～4時／防災庁舎3階障がい福祉課／障がい福祉課(23-5201)、障がい者就業・生活支援センターぶれん(65-6500)

■秋のスマホ巡回相談

10月16日(金)、[コア鳥取]10月23日(金)、[コア大空]10月30日(金)午前10時～午後2時※1人30分／スマホ相談員(山口070-9146-2102)

■外国人のための無料相談会

10月18日(日)午前10時～午後1時／KKSコンベンションセンター(観光国際交流センター)2階「くしろ国際交流プラザ」／在留資格や生活全般に関する相談／札幌出入国在留管理局釧路港出張所(22-2430)

■行政書士無料相談会

10月20日(火)午前10時～午後3時／防災庁舎1階／相続、遺言、空き家等、成年後見、外国人在留等／北海道行政書士会釧路支部事務局(43-0138)

■借金の無料出張相談会※秘密厳守

10月23日(金)午前9時～正午／釧路地方合同庁舎9階会議室／北海道財務局相談窓口(011-807-5144)



■法テラス無料法律相談会(要予約)

10月26日(月)午後1時～3時30分／防災庁舎5階会議室／16人／10月9日(金)までに電話で日本司法支援センター釧路地方事務所(法テラス釧路050-3383-5567)へ

■空き家無料合同相談会

(要予約、予約状況により当日受付可)

10月27日(火)午後1時～5時(1組30分程度)／防災庁舎5階会議室A・B／市内に空き家を所有している方、市内の空き家に関する問題でお困りの方／**参加する専門家団体**＝宅地建物取引士、司法書士、建設業関係者、建築士、行政書士、弁護士、不動産事業者／10月13日(火)までに建築指導課指導防災係(31-4569)へ

■ふれあい相談

[電話相談]月・水・金曜日、[面接相談(要予約)]月曜日、各午前10時～午後3時30分※ともに祝日、年末年始を除く／総合福祉センター(旭町12-3)／家庭生活全般、心配ごと、悩みごと／ふれあい相談センター(24-7837)

■犯罪被害者等相談

[電話相談]火・木・金曜日午前10時30分～午後2時30分、[面接相談(要予約)]随時※ともに祝日、年末年始を除く／犯罪被害に関する相談、その他の相談／釧路被害者相談等相談室(24-6002)

■法律相談(要予約。先着6人)

11月6日(金)午後1時～3時／弁護士に相談中の方や係争中の方は対応できない場合あり／10月30日(金)午前8時50分から電話で市民協働推進課(31-4504・4505)へ

■人権相談(要予約。先着4人)

10月23日(金)午後1時30分～3時30分／電話で釧路人権擁護委員協議会事務局(31-5040)へ

■行政相談(当日受付)

10月6日(火)、20日(火)午後1時～3時／釧路行政監視行政相談センター(23-7136)

【共通】市役所1階市民相談室